

## 参考資料

### セーフティネット保証2号認定（輸入制限を行う事業者関係）について

#### 1 事業活動の制限が開始された日

令和5年8月24日

#### 2 取引依存度とは

- ・ 取引依存度は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、日本国からの水産物の輸入制限を行う諸外国において、日本国からの水産物の「輸入制限を行う事業者」との直接取引又は間接的な取引における売上高・仕入高等で、20%以上取り扱っていることが必要です。
- ・ 算出方法として、直近の決算書または申告書の資料に基づき算出することが考えられます。
- ・ 半期の資料に基づいて算出することも可能です。
- ・ 取引期間が1年未満の場合は、6箇月間で算出してください。
- ・ 取引依存度を高くする為に恣意的に取引期間を設定し算出したものは無効とします。

#### 3 売上高の減少とは

- ・ 売上高の減少については、前年の同期に比べて10%以上減少していることが必要です。
- ・ 最近1箇月間とは、原則として令和5年8月24日以後の、指定期間内の1箇月間のことです。
- ・ その後の2箇月間を含む3箇月間は、連続していることが必要です。

#### 4 今後の見込みとは

- ・ 今後の見込みについては、申請者が業況を判断してください。
- ・ 制限が開始された日以降の連続する2箇月間の実績値と翌月の見込み値でも申請は可能です。

#### 5 確認資料

- ・ 取引依存度の確認資料として、決算資料、売上台帳・仕上台帳や納品書など「輸入制限を行う事業者」と直接取引又は間接的な取引の連鎖関係にあることが確認できるものが必要です。
- ・ 売上高の減少については、試算表や売上台帳など売上高の確認できる資料が必要です。
- ・ 必要に応じ、「輸入制限を行う事業者」と直接取引又は間接的な取引を行っていることが確認できる資料の添付をお願いする場合があります。

#### 6 指定期間

- ・ 令和5年8月24日から令和6年8月23日まで
- ・ 指定期間は、認定申請を行うことができる期間です。認定を受けられる方は、認定書が発行されてから30日以内に保証協会に経営安定関連保証の申込を行う必要があります。